

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局

(43) 国際公開日  
2021年11月25日(25.11.2021)



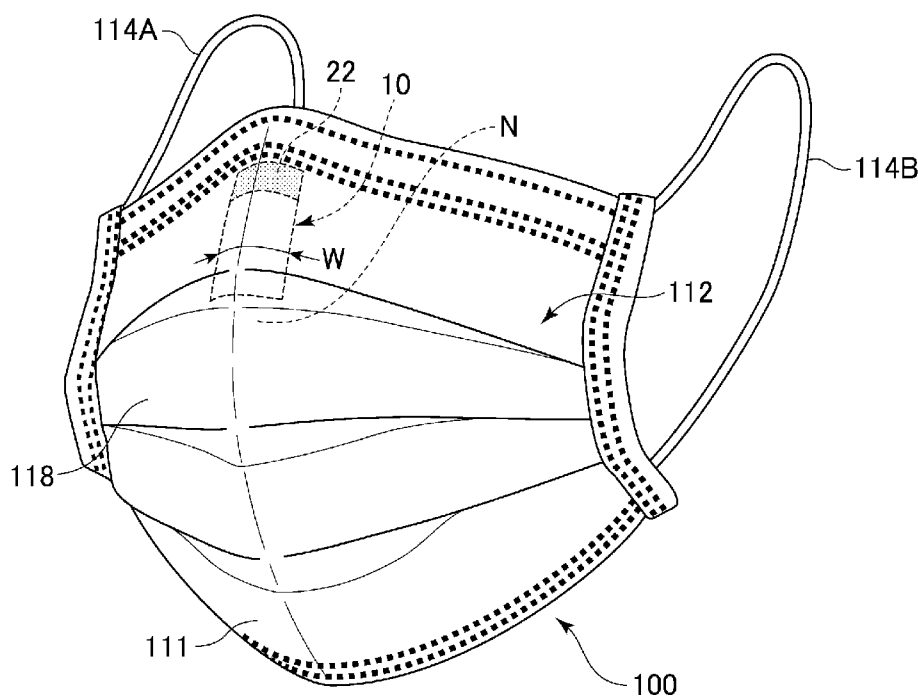
(10) 国際公開番号

**WO 2021/234975 A1**

- (51) 国際特許分類:  
*A41D 13/11* (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2020/025422
- (22) 国際出願日: 2020年6月27日(27.06.2020)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:  
特願 2020-089246 2020年5月21日(21.05.2020) JP
- (72) 発明者; および
- (71) 出願人: 大塚 元博(OTSUKA Motohiro) [JP/JP];  
〒2240014 神奈川県横浜市都筑区牛久保東  
2-1 1-1 2 Kanagawa (JP).
- (74) 代理人: 岡 潔(OKA Kiyoshi); 〒2240003 神奈  
川県横浜市都筑区中川中央 1-2 2-9  
T'sビル8階 Kanagawa (JP).
- (81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保  
護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ,  
BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH,  
CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO,  
DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT,  
HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JO, JP, KE, KG, KH,  
KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY,  
MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ,  
NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT,  
QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL,

(54) Title: FIXATION STICKER FOR MASKS, AND MASK WITH FIXATION STICKER FOR MASKS

(54) 発明の名称: マスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスク



(57) Abstract: [Problem] To provide: a fixation sticker for masks 100, said fixation sticker being reliably prevented from misuse and being able to be repeatedly used on various masks 100 that are formed of a nonwoven fabric, fabric and the like, while enabling easy wearing and removal of the masks 100 and preventing slippage of the masks 100 when worn by users; and a mask 100 which is provided with this fixation sticker for masks 100. [Solution] A fixation sticker which is bonded to a portion of an inner surface 110 of a mask 100, said portion corresponding to the nose of a user, and which



WO 2021/234975 A1

ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG,  
US, UZ, VC, VN, WS, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

- 一 国際調査報告 (条約第21条(3))

---

is characterized in that: one surface of the fixation sticker is provided with a hook part of a hook and loop fastener that is able to be fixed to the inner surface 110 of the mask 100; the other surface of the fixation sticker is provided with an adhesive tape that is able to be bonded to the surface of the nose of a user; and an identification tag is provided on an end part of the fixation sticker.

(57) 要約: 【課題】マスク100の装着、脱着が簡便で、装着中には、マスク100のずれを防止可能であり、不織布製、布製等多種のマスク100に対して、繰り返し使用可能でありながら、誤用を確実に防止することが可能なマスク100用固定シールおよびマスク100用固定シールを備えたマスク100を提供する。【解決手段】マスク100の内面110の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、固定シールは、一方の表面には、マスク100の内面110に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着テープが設けられ、固定シールの端部に、識別タグが付設される、ことを特徴とするマスク100用固定シール。

## 明 細 書

発明の名称：

マスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスク

### 技術分野

[0001] 本発明は、マスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスクに関し、より詳細には、マスクの装着、脱着が簡便で、装着中には、マスクのずれを防止可能であり、紙製、不織布製、布製等多種のマスクに対して、繰り返し使用可能でありながら、誤用を確実に防止することが可能なマスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスクに関する。

### 背景技術

[0002] 従来から、風邪、花粉症対策として、健康マスクが多用されている。

このような健康マスクにおいて、マスク装着中における息苦しさを緩和する健康マスクが、たとえば、特許文献1において、鼻孔拡張マスクとして開示されている。

この鼻孔拡張マスクは、着用者の顔面と対向する対向面を有するマスク本体と、対向面の上縁近傍に固定され、横方向に延びる弾性変形可能な鼻孔拡張テープと、対向面の中央部を横断して配置され、弾性変形可能なワイヤーと、を備え、鼻孔拡張テープは、着用者の鼻柱の両側に粘着する粘着面を有し、両端部がその余の部位よりも幅広形状を呈している。

[0003] 本構成によると、着用時には、対向面の上縁近傍に設けられた鼻孔拡張テープが着用者の鼻柱を横方向に跨ぐように位置する。その状態で、鼻孔拡張テープは、着用者の鼻の形状に沿って折り曲げられて、粘着面が着用者の鼻柱に粘着される。鼻孔拡張テープが元の形状に弾性的に復帰しようとすることで、着用者の鼻孔が拡張される。

また、横方向における鼻孔拡張テープの両端部が幅広形状を有しているため、両端部において鼻と鼻孔拡張テープとの粘着面積が広く確保される。鼻孔拡張テープの両端部ほど、鼻孔を拡張する力が大きく作用するが、上記の力

が作用する面積が広いことから、鼻孔拡張テープの粘着面が鼻から剥がれにくくなると共に、効率的に鼻孔を拡張することができる。

さらに、ワイヤーは対向面の中央部を横断して配置されているため、両端が両頬にそれぞれ位置する。ワイヤーによってマスク本体の形状が維持されるため、着用者の鼻や口の周辺に空間が形成される。これにより、マスク本体が着用者の鼻孔を塞いでしまうことがなく、着用者の息苦しさをさらに緩和することができる。

[0004] しかしながら、以上の鼻孔拡張テープおよび鼻孔拡張テープを備えた鼻孔拡張マスクには、以下のような技術的問題点が存する。

第1に、マスク装着中のずれ防止がなされていない。

より詳細には、一般的に、マスクの装着中、会話等で口を動かすことにより、マスクは徐々にずれ、場合により鼻が露出した状態となり、マスクの顔のカバー機能という本来の機能が損なわれることが頻繁に生じるが、このずれは、特に顔の上下方向のずれである。

これに対して、鼻孔拡張テープは、鼻柱を跨ぐように頬部まで延び、顔に対して横長に装着されることから、顔全体において、口を動かしても略不動な鼻柱だけでなく、口の動きに伴って動きの生じる頬部に貼り付けられている。しかも、鼻孔拡張テープは、そもそも、鼻孔を拡張しようとする目的のために、元の形状に弾性的に復帰させようとするものであり、マスクの装着中のずれに対しては、脆弱である。

[0005] 第2に、抗菌マスクとして感染防止対策が不十分である。

より詳細には、第1の点に関連して、マスク中の装着中のずれを修正するのに、菌等付着の恐れのあるマスク外面を手で触り、菌等が付着した手で、鼻、口等に直接接触することで、感染の機会が増大する。

さらに、鼻孔拡張テープは、そもそも、鼻孔を拡張しようとする目的のために、元の形状に弾性的に復帰させようとするものであり、マスクと顔の面との間に隙間が形成されやすく、隙間からの菌等の侵入の恐れがある。

第3に、鼻孔拡張テープの繰り返し使用が困難であり、鼻孔拡張テープ付き

マスクを繰り返し使用する場合に誤用の可能性が高い。

より詳細には、鼻孔拡張テープは、そもそも、マスクの内面に接着固定されており、繰り返し使用が困難であり、このようなマスクは、複数のセット販売が通常であるところ、鼻孔拡張マスクを繰り返し使用する場合に、他の使用者の鼻孔拡張マスクとの区別が困難となり、誤用することにより、たとえば、家族内で菌の感染が生じ得る。

昨今、新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、既存の社会秩序、経済システム、生活行動様式を一変させるほどに影響を与えており、このコロナウイルス菌の感染を防ぐ基本的な策は言うまでもなく、消毒、手洗いとマスク着用であり、このような意味において、マスクの装着、脱着が簡便で、装着中には、マスクのずれを防止可能であり、紙製、不織布製、布製等多種のマスクに対して、繰り返し使用可能でありながら、誤用を確実に防止可能なマスクが要望されている。

[0006] 特許文献1：実用新案登録第3185879号

## 発明の開示

### 発明が解決しようとする課題

[0007] 以上の技術的問題点に鑑み、本発明の目的は、マスク装着中のずれを防止することが可能なマスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスクを提供することにある。

以上の技術的問題点に鑑み、本発明の目的は、抗菌マスクとして感染防止対策が十分なマスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスクを提供することにある。

以上の技術的問題点に鑑み、本発明の目的は、マスク用固定シールとして繰り返し使用が可能であり、繰り返し使用する場合に誤用の可能性を低減したマスク用固定シールおよびマスク用固定シールを備えたマスクを提供することにある。

### 課題を解決するための手段

[0008] 上記課題を達成するために、本発明のマスク用固定シールは、

マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、  
固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、  
他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着テープが設けられ、  
固定シールの端部に、識別タグが付設される、構成としている。

[0009] 上記課題を達成するために、本発明のマスク用固定シールは、  
マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、  
固定シールは、鼻柱に沿って貼られるように、縦長状であり、  
固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、  
他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着部が設けられ、  
固定シールの端部に、識別タグが付設される、構成としている。

[0010] 上記課題を達成するために、本発明のマスク用固定シールは、  
マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、  
固定シールは、鼻柱に沿って貼られるように、縦長状であり、  
固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、  
他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着テープが設けられ、  
面ファスナーのオス部によるマスクの内面への固着強さは、粘着テープによる鼻の表面に粘着強さより強く設定され、  
固定シールの端部に、識別タグが付設される、構成としている。

[0011] また、前記面ファスナーのオス部は、保形性を具備する基板を有し、基板の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、前記粘着テープは、片面テープであり、基板の他方の面には、前記粘着テープの一方の面に粘着可能な粘着部が設けられ、前記識別タグは、前記基板の他方の面と前記粘着テープの一方の面との間に挟み込まれ、積層構造をなすのがよい。  
さらに、前記面ファスナーのオス部は、保形性を具備する基板を有し、基板

の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、前記粘着テープは、両面テープであり、鼻の表面に固着可能な第1粘着面と、基板の他方の面に粘着可能な第2粘着面とを有し、前記識別タグは、前記第1粘着面と前記第2粘着面との間に挟み込まれ、積層構造をなすのもよい。

加えて、前記面ファスナーは、保形性を具備する基板を有し、基板の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、基板の他方の面には、鼻の表面に固着可能な粘着剤が塗布され、前記識別タグは、前記基板の他方の面に固着される、のもよい。

[0012] さらにまた、前記識別タグは、樹脂製であり、前記識別タグを摘まんで、引っ張ることにより前記マスク用固定シールのマスクの内面からの脱着可能な強度を有するのがよい。

加えて、前記基板は、前記マスク用固定シールの鼻の表面への固着の際、鼻柱の各脇から横方向に張り出す鼻張出部を有する十字状であってもよい。

また、前記粘着テープまたは前記粘着剤による鼻の表面への粘着面積は、前記基板の前記他方の面の一部であるのもよい。

さらに、前記基板の前記一方の面の端部は、オス部が設けられない領域を有し、該領域を前記識別タグとして活用するのがよい。

さらにまた、マスクは、不織布製、ガーゼ製のいずれかである。

[0013] 上記課題を達成するために、本発明のマスクは、請求項1ないし請求項10いずれか1項に記載のマスク用固定シールマスクが内面に固定されている、構成としている。

さらに、前記マスクは、平型マスクであって、

前記マスクの内面の両上下縁部それぞれに沿って、第2マスク用固定シールが付設され、

第2マスク用固定シールは、両面テープと、医療用皮膚テープと、該両面テープおよび該医療用皮膚テープの間に介在するスポンジ層を有し、

該両面テープは、一方の面の第1粘着部により、前記マスクの内面に粘着固定

され、

該両面テープは、他方の面の第2粘着部が、所定厚みを有するスポンジ層の一方の面に粘着固定され、

該スポンジ層の他方の面は、医療用皮膚テープに粘着固定され、医療用皮膚テープがマスク使用者の顔の頬部に粘着固定されるのがよい。また、前記両面テープのいずれか、又は両方の端部に、識別タグが付設されるのがよい。

さらにまた、前記第1粘着部の粘着固定力が、前記医療用皮膚テープの頬部への粘着固定力より大きくなるように設定されるのがよい。

前記第2マスク用固定シールには、対応する前記上下縁部から外方に突出する突出部が付設されているのがよい。

### 発明を実施するための最良の形態

[0014] 本発明に係るマスク用固定シールの第1実施形態を図面を参照しながら、以下に詳細に説明する。

図1に示すように、マスク100は、例えば、使い捨てのプリーツ型のマスク100であり、具体的には、着用者の顔面の鼻や口や顎（対象部位）等を覆うマスク本体部112と、このマスク本体部112を着用者の耳に係止するための左右一対の耳掛け部114と、マスク本体部112の鼻対応部位に設けられるマスク用固定シール100とを備えている。

マスク本体部112には、一般的な健康マスクとして用いられる公知な材料が使用される。一例として、綿素材のガーゼに任意の方法で抗菌・消臭等の加工が施されたものが使用される。抗菌・消臭加工の一例として、ナノ化された銀イオンをガーゼに吸着させる方法が挙げられる。

[0015] マスク本体部112は、例えば、正面視にて略矩形状に形成され、上下方向に広がることが可能なプリーツ116が上下方向に複数形成されている。そして、マスク100の着用時にはプリーツ116が上下方向に広がることによりマスク本体部112が外側に膨出するように山型の立体的形状となって、着用者の顔面の鼻や口や顎等が覆われるようになっている。



[0016] また、マスク本体部 1 1 2 はシート材から形成されており、シート材は、例えば、スパンボンド不織布、メルトブロー不織布、スパンレース不織布、ガーゼ、タオル地等による一枚生地又は複数重ね合わせの生地から形成されている。

なお、マスク本体部 1 1 2 の製造方法は、公知のものであれば如何なるものであっても良く、詳細な説明は省略する。

[0017] マスク本体部 1 1 2 の左右方向の両縁部 1 2 には、左右一对の耳掛け部 1 1 4 が設けられている。

左右一对の耳掛け部 1 1 4 の各々は、例えば、平紐であり、ゴム紐が縫い込まれて全体が伸縮性を有するものであっても良い。

左側の耳掛け部 1 1 4 の一端部はマスク本体部 1 1 2 の左縁部の上端に、他端部はマスク本体部 1 1 2 の左縁部の下端に縫い付け、接着又は溶着より固定されている。

また、右側の耳掛け部 1 1 4 の一端部はマスク本体部 1 1 2 の右縁部の上端に、他端部はマスク本体部 1 1 2 の右縁部の下端に縫い付け、接着又は溶着より固定されている。

[0018] 次に、図 1 および図 2 を参照して、マスク用固定シール 1 0 について、説明すれば、マスク 1 0 0 の内面 1 1 0 の鼻対応部位 N に貼られる固定シール 1 0 であって、

固定シール 1 0 は、鼻柱に沿って貼られるように、縦長状であり、固定シール 1 0 は、一方の表面 1 2 には、マスク 1 0 0 の内面 1 1 0 に固定可能な面ファスナー 1 4 のオス部 1 5 が設けられ、他方の表面 1 6 には、鼻の表面 N S に固着可能な粘着テープ 1 8 が設けられ、面ファスナー 1 4 のオス部 1 5 によるマスク 1 0 0 の内面 1 1 0 への固着強さは、粘着テープ 1 8 による鼻の表面 N S に粘着強さより強く設定され、固定シール 1 0 の端部 2 0 に、識別タグ 2 2 が付設される。これは、たとえば、後に説明するオス部 1 5 を構成するフック部の先端形状、フック部の密度等を選択することにより、調整可能である。

マスク用固定シール10の外形は、たとえば、幅Wは、人の鼻の鼻柱の中心線から左右それぞれに数ミリ及び程度であり、長さL1は、人の鼻の鼻柱の途中から鼻の穴までの数センチが好ましく、後に説明するように、マスク用固定シール10の基板24の他方の面16全体が、顔の粘着部を形成する場合には、マスク装着の際のずれを防止可能である限りにおいて、粘着面積をなるべく小さくすることにより、肌への影響を小さくするのが好ましい。マスク用固定シール10の厚みDは、数ミリ程度である。

図2に示すように、面ファスナー14は、保形性を具備する基板24を有し、基板24は、たとえば、樹脂製であり、基板24の一方の面12に、マスク100の内面110に絡み合い可能なフック部が設けられ、基板24の他方の面16には、粘着テープ18の一方の面に粘着可能な粘着部が設けられ、識別タグ22は、基板24の他方の面16と粘着テープ18の一方の面との間に挟み込まれ、積層構造をなす。粘着テープ18は、片面テープであり、粘着テープ18の他方の面には、鼻の表面NSに固着可能な粘着部30が設けられ、そこが剥離フィルム19で覆われている。

識別タグ22は、樹脂製であり、識別タグ22を摘まんで、引っ張ることによりマスク用固定シール10のマスク100の内面110からの脱着可能な強度を有する。つまり、識別タグ22の他方の面の端部が、粘着テープ18の面に当接した状態で、識別タグ22の一方の面の端部は、基板24の他方の面に粘着されるとともに、識別タグ22の材質は、識別タグ22を摘まんで、引っ張る際、引きちぎれない強度を有する。

識別タグ22は、色の異なるものが複数あり、この識別タグ22により、マスク用固定シール10の区別可能としており、それにより、たとえば、家族間における、マスク用固定シール10の誤用に有効であり、または、同じマスク100を用いている場合において、マスク100の内面110にマスク用固定シール10を貼り付けておくことにより、マスク100自体の誤用にも有効である。

なお、変形例として、粘着テープ18は、両面テープでもよく、基板24

の他方の面 16 に設けられる、粘着テープ 18 の一方の面に粘着可能な粘着部の代わりに、鼻の表面 NS に固着可能な第 1 粘着面と、基板 24 の他方の面 16 に粘着可能な第 2 粘着面とを有し、識別タグ 22 が、第 1 粘着面と第 2 粘着面との間に挟み込まれ、積層構造をなすのもよい。

[0019] さらになる変形例として、図 3 に示すように、別個の要素部品である粘着テープ 18 および識別タグ 22 を省略してもよい。

より詳細には、面ファスナー 14 のオス部 15 が、保形性を具備する基板 24 を有し、基板 24 の一方の面 12 に、マスク 100 の内面 110 に絡み合い可能なフック部が設けられる点は、同様であるが、基板 24 の他方の面 16 には、粘着テープ 18 の他方の面に設けている、鼻の表面 NS に固着可能な粘着部 30 として、粘着剤 32 を塗布し、その代わりに、粘着テープ 18 を省略し、基板 24 の一方の面 12 の端部には、オス部 15 が設けられない領域を設け、この領域を識別タグ 22 として活用し、その代わりに、粘着テープ 18 を省略してもよい。

粘着剤は、アレルギー性の低い感圧性アクリル酸接着剤であって臭いや揮発成分の有無等も考慮して人体に対する影響が十分に小さいものが使用される。感圧性であるため、化学反応による硬化等が生じにくく、長期間の粘着性を維持すると共に、貼着後も鼻の表面から剥離させることができ、繰り返し使用可能である。アクリル酸系なので、皮脂が付着した表皮でも高い粘着性を維持することができる。

粘着テープ 18 または粘着剤 32 による鼻の表面 NS への粘着面積は、マスクの装着中のずれ防止に有効である限りにおいて、基板 24 の他方の面 16 の一部であってもよく、粘着面積を最小にすることにより、肌への悪影響を極力小さくすることが可能である。

なお、基板 24 は、マスク用固定シール 10 の鼻の表面 NS への固着の際、鼻柱の各脇から横方向に張り出す張出部を有する十字状であってもよい。これにより、より粘着面積を確保することにより、マスク装着中のずれ防止効果を改善するとともに、マスク 10 の上縁の鼻部まわりの隙間形成を抑制す

ることも可能である。

[0020] マスク用固定シール10は、それぞれ色の異なる識別タグ22が設けられ、互いに区別可能な複数のマスク用固定シール10を、たとえば、樹脂製の透明ケーシングにまとめて収納するのが好ましい。この場合、透明ケーシングの内部には、マスク用固定シール10のオス部15と絡み合うことにより、マスク用固定シール10を内部に固定可能なメス部（たとえば、面ファスナーのループ部）を設けるのがよく、これにより、複数のマスク用固定シール10から自分用のマスク用固定シール10を識別タグ22により選択する際、透明ケーシングを開けても、複数のマスク用固定シール10がケーシング内部から落下する恐れなく、マスク用固定シール10の誤用を防止可能である。

[0021] 以上の構成を有するマスク用固定シール10の作用について、以下に、マスク用固定シール10マスク100への装着マスク用、固定シール10のマスク100からの脱着およびマスク用固定シール10の繰り返し使用の場合に大別して、説明する。

マスク用固定シール10は、それぞれ既存の要素製品である面ファスナー14、識別タグ22および粘着テープ18を単に組み合わせることにより完成可能である。面ファスナー14の基板24が保形性を有するので、保形性のない粘着テープ18だけであれば、再使用の際、粘着部30同士がくっついてしまう恐れが高いところ、1つのマスク用固定シール10を繰り返し使用可能であり、しかも、安価な製品として提供可能である。

たとえば、面ファスナー14としては、スリーエム社製の商品名メカニカルファスナー（フックNC-2141）、トラスコ中山社製の型番TMSD-25W、識別タグ22としては、スリーエム社製の商品名ポストイット、または、カラーセロハン、粘着テープ18としては、スリーエム社製の商品名マイクロポア、ニチバン社製の商品名サージカルテープでもよい。

特に、粘着テープ18の剥離フィルム19の表面、または、本マスク用固定シール10を複数収納するケーシングの表面に会社名等をプリントして、

広告用のノベルティ商品として利用することも可能である。

顔全体において、会話等で口を動かしても、頬部等に比べて鼻柱は、動かない部位であるとともに、マスク100のほぼ中央部を占めることになることから、両耳に掛けてマスク100を装着する際の各耳側への引張力が略均衡する位置にある、以上の点を利用して、本マスク用固定シール10によれば、鼻用シールを鼻柱に沿って貼り付けることにより、粘着面積をなるべく小さくしつつ、マスク100装着中のずれを防止することが可能である。これにより、肌荒れ、化粧落ち等肌への影響を小さくすることが可能であり、特に女性に好都合である。また、マスク用固定シール10の全体外形を花、ハート等のなじみやすい形状とすることにより、子供が嫌がらずに、マスク用固定シール10を使用することにも期待可能である。

[0022] (1) マスク用固定シール10のマスク100への装着

先ず、新たにマスク用固定シール10を選択して、マスク100へ装着する場合、ケーシングを開けて、所望色の識別タグ22のマスク用固定シール10を選ぶ。その際、複数のマスク用固定シール10はそれぞれ、面ファスナー14を介して、ケーシング内に設けたループ部（メス部120）に固定されているので、ケーシングを開けてマスク用固定シール10を選ぶ際、マスク用固定シール10がケーシングから、たとえば、地面に落下して、マスク用固定シール10自体の抗菌性が損なわれる恐れを低減することが可能である。

次いで、選択したマスク用固定シール10の剥離フィルム19を剥がして、使用者の鼻柱に沿って、マスク用固定シール10の粘着面を鼻部に押し当てて、マスク用固定シール10を鼻部に貼る。

次いで、マスク100の両耳かけ部を使用者の対応する耳に掛けて、通常のやり方で、マスク100を装着する。

次いで、マスク100の外面111の鼻部を顔に向かって押圧するだけで、マスク用固定シール10の面ファスナー14のフック部28（オス部15）がマスク100内面110のループ部（メス部120）に絡み合うことに

より、マスク用固定シール10がマスク100の内面110に固定される。

[0023] なお、マスク用固定シール10の鼻用シールのマスク100内面110の対向面の色を目立たない色にすることにより、マスク100外面111からマスク用固定シール10が透けることもなく、マスク用固定シール10自体の厚みも薄いことから、マスク100の装着中、マスク用固定シール10の存在は、外からは認識されない。逆に、デザイン状の観点から、マスク用固定シール10の鼻用シールのマスク100内面110の対向面の色を敢えて目立つ色として、マスク100の層数次第で、マスク100の外面111から透けるようにしてもよい。

マスク100の装着中、会話等口を動かしても、マスク100が上下方向、特に下方向にずれて、鼻部が露出して、マスク100によるカバー機能を損なうのを防止することが可能である。これにより、手でマスク100の外面111に触れて、マスク100のずれを修正することにより、マスク100の外面111に付着するウィルス等菌が手に付着し、菌が付着した手で鼻、口等に直接接触して、菌に感染する機会が生じるのを抑制することが可能である。

マスク用固定シール10の粘着テープ18の選択により、女性の化粧肌、発汗肌にも、マスク100のずれを防止可能な程度にマスク100を固定することが可能である。さらに、粘着部30に対してアレルギーにより肌荒れ等を生じる恐れがある場合には、医療用の粘着テープ18を用いればよい。

なお、マスク用固定シール10のマスク100への装着の際、選択したマスク用固定シール10をマスク100の内面110に固定後、剥離フィルム19を剥がして、マスク用固定シール10を鼻柱に沿って固定するのでもよい。この場合、マスク用固定シール10のマスク100内面110の固定位置は、マスク100の内面110の中央部の上下方向であることから、特段、マスク100内面110上に目印の必要なく、適切な位置にマスク100の内面110に固定可能である。特に、紙製マスク100で、マスク100の中央部に横方向に、上下方向に拡大用のひだ部が存する場合、マスク用固

定シール10を鼻部に貼った後、マスク100を装着し、ひだ部を上下方向に拡大後に、マスク100の外表面111の鼻部を顔に向かって押圧するのが好ましい。

[0024] (2) マスク用固定シール10のマスク100からの脱着

通常のように、マスク100の耳掛け部114を耳から外して、マスク100を顔から脱着する。その際、面ファスナー14にマスク用固定シール10のマスク100内面110への固定力の方が、粘着テープ18によるマスク用固定シール10の顔への粘着力の方が、大きいことから、マスク用固定シール10は、マスク100の内面110に貼り付いたままである。これにより、たとえば、外でマスク100を脱着する際、飲食等、マスク100を下方にずらして、口を露出する必要がある場合、発汗のため、いったん脱着したい場合等、人前で、マスク用固定シール10だけが鼻に付着した状態で、マスク100だけが脱着されてしまうという好ましくない状況を回避することが可能である。

マスク用固定シール10のマスク100からの脱着の際、マスク100の内面110に貼り付いているマスク用固定シール10の識別タグ22を指でつまんで、マスク用固定シール10の延び方向に沿って引きはがすことにより、面ファスナー14のフック部28（オス部15）とマスク100内面110のループ部（メス部120）との絡み合いが順々に解除され、手で粘着面に触れる必要がなく、抗菌性を損なう機会を低減することが可能である。

この意味において、識別タグ22は、マスク用固定シール10のマスク100への装着の際、マスク100外部へ露出しない範囲で、マスク用固定シール10の端部20、すなわち、面ファスナー14の基板24の端部20に設けるのがよい。

[0025] マスク100から引きはがしたマスク用固定シール10は、ケーシング内に設けたループ部（メス部120）を介して、ケーシング内に固定保管するのが好ましく、同じケーシング内に保管しても、識別タグ22により、たと

えば、家族内で誤用するのを防止することが可能であり、家族内感染防止に資する。なお、マスク100を繰り返し使用する場合には、マスク用固定シール10をマスク100の内面110に貼り付けた状態で、マスク100を保管してもよい。この場合、マスク100内面110に貼り付けられた状態のマスク用固定シール10の識別タグ22により、マスク100自体の誤用を防止することが可能である。

使用済みのマスク用固定シール10は、まとめて、ケーシングごと廃棄するのがよい。

[0026] (3) マスク用固定シール10の繰り返し使用の場合

新たなマスク100に対して、マスク用固定シール10を繰り返し使用する場合、自分用のマスク用固定シール10を識別タグ22の色により選択して、(1) マスク用固定シール10のマスク100への装着 で述べたように、新たなマスク100の内面110に貼り付ければよい。これにより、繰り返し使用する場合、家族内でのマスク用固定シール10の誤用防止が可能であり、マスク用固定シール10を通じての家族間の感染の機会を低減することが可能である。

マスク100の材質、たとえば、ガーゼ製、不織布製により違いはあるが、マスク用固定シール10は、少なくとも5回ないし10回程度は、繰り返し使用可能である。

なお、使用中の同じマスク100にマスク用固定シール10を繰り返し使用する場合も同様であり、面ファスナー14による貼り付けのため、マスク用固定シール10をマスク100内面110から引きはがし、再度マスク用固定シール10を繰り返し使用する場合であっても、マスク100内面110を荒らすことなく、マスク用固定シール10をマスク100内面110に対して、口等の動きにより、マスク100のずれを防止可能な程度に固定可能である。

なお、マスクの材質が、ポリプロピレン、ポリエチレン等で、マスク100の内面110に対して、面ファスナー14のフック部が絡み合うことにより



、マスク用固定シール10をマスク100に固定するのが、困難である場合には、面ファスナー14の代替として、市販の両面接着剤（たとえば、KAWAGUCHI社製 商品名『水に強い超強力両面テープ』）を用いればよい。

[0027] 以下に、本発明の第2実施形態について、図4および図5を参照しながら説明する。以下の説明において、第1実施形態と同様な構成要素については、同様な参照番号を付することによりその説明は省略し、以下では、本実施形態の特徴部分について詳細に説明する。

本発明の第2実施形態の特徴は、マスク100が立体型であり、マスク用固定シール10の形状が鼻形である点である。

[0028] マスク本体部112は、略対称な形状を有する左右一对の不織布シートを重ね合わせて、その一对の不織布シートをマスク本体部112の左右方向の略中央で上下方向の接合縁122により略円弧状に一体に接合されている。

なお、マスク本体部112は顎部、口許部、鼻部及びその左右両側の頬部を覆う大きさであるが、少なくとも口許部から鼻梁の上下方向の中間部、及び左右の両側の頬部を覆い得るものであればよい。接合縁122は熱溶着等により構成されている。

[0029] 不織布シートにはアレルギー性鼻炎症、花粉症等の原因物質である花粉等の通過を阻止し、且つ適度な通気性と保温性とを有するもの、例えば熱可塑性を有する合成樹脂繊維製の不織布シートが使用されている。

接合縁122で着用者の顔面等を傷つけない観点から、不織布シートはマスク本体部112の上下両端に非接合部ができるように、その非接合部間を接合縁122で接合することが好ましい。

[0030] 熱可塑性を有する合成樹脂繊維の不織布としては、例えばオレフィン樹脂繊維、ポリエチレン樹脂繊維、ポリエステル樹脂繊維、ポリプロピレン樹脂繊維等の単繊維を素材とする不織布や、複合芯鞘繊維を素材とする不織布、あるいは積層複合不織布等を使用することができる。複合芯鞘繊維としては

、ポリエステルー ポリエチレン芯鞘繊維、ポリプロピレンー ポリエチレン芯鞘繊維等を適用できる。積層複合不織布としては、綿とポリエチレンの積層不織布、レーヨンとポリエチレンの積層不織布、綿とポリプロピレンの積層不織布等を適用できる。

[0031] マスク本体部 112 は、立体性のない平面状の不織布シート を使用して略円弧状の接合縁 122 で接合し、その後に周縁を一体に裁断したものであって、着用に際して不織布シート を左右に広げたときに接合縁 122 が前方に円弧状に張り出す立体形状を呈し、接合縁 122 及びその左右両側において、目頭部 間と顎部とを除く上下方向の中間部分で顔面との間に所定の隙間ができるようになっている。

[0032] 耳掛け部 114 は耳通し孔の上下に上辺部と下辺部とを有し、基部が各不織布シート の接合縁 122 と反対側の上下方向の接合部で熱溶着等により接合されている。上辺部、下辺部は、マスク本体部 112 を顔面に当てて耳掛け部 114 を耳部 に掛けたときに、上辺部の張力が下辺部の張力よりも大になるように構成されている。耳掛け部 114 には、熱可塑性を有する合成樹脂繊維製の不織布シートが使用されている。

[0033] なお、粘着部 30 は例えばホットメルト感圧接着剤により構成されている。そして、ホットメルト感圧接着剤は、熱可塑性ポリマーをベースにした、溶剤や水を含まない接着性混合物からなる。勿論、粘着部 30 にはその他の粘着剤を使用してもよい。

表シート、裏シートは通気性を有する熱可塑性繊維の不織布からなり、その周縁が熱溶着等によりシールされている。なお、裏シートは熱可塑性フィルム等を使用してもよい。また表シートは多数の微孔が形成されたフィルムを使用してもよい。

[0034] マスク用固定シール 10 は、第 1 実施形態においては、細長形状であるのに対して、本実施形態においては、下端部に鼻張出部 34 を両側に設けることにより、鼻形状を模擬し、横方向に若干張出部を設けていることから、第 1 実施形態に比べ、粘着面積を確保可能であり、その分、同じ粘着テープ、

粘着剤を使用した場合、マスク装着の際のずれ防止をより改善可能である。

[0035] 以下に、本発明の第3実施形態について、図6および図7を参照しながら説明する。以下の説明において、第1実施形態と同様な構成要素については、同様な参照番号を付することによりその説明は省略し、以下では、本実施形態の特徴部分について詳細に説明する。

本発明の第3実施形態の特徴は、マスク100が平型であり、それに伴い、マスクの100の上下縁部52に沿って、第2マスク用固定シール45を設ける点である。

平型マスクは、立体型マスクまたはプリーツマスクに比べて、マスク内面110が平面状であることから、マスク装着中に、たとえば、会話、あくび、くしゃみ等口を動かすことにより、顔の頬部には、少なからず凹部が形成され、それにより、マスク内面110と頬部との間に隙間が形成され、この隙間を介して、ウィルス、菌が侵入して感染のリスクを増大したり、この隙間を介して、マスク使用者が外部へウィルス、菌を放出するリスクを増大するという問題点が存するところ、このような課題を解決するものである。

[0036] マスクは、平型マスクであって、第2マスク用固定シール45は、両面テープ50と、医療用皮膚テープ61と、両面テープ50および医療用皮膚テープ61の間に介在するスポンジ層55を有する。

より詳細には、マスクの内面110の両上下縁部52それぞれに沿って、第2マスク用固定シール45が付設される。なお、第2マスク用固定シール45の側縁が両上下縁部52に一致する必要はなく、マスクの内面110と頬部との密着性を確保する観点から、両上下縁部52の近傍に設ければよく、必ずしも、両上下縁部52に平行に第2マスク用固定シール45を設ける必要もない。後述するように、脱着したマスクをポケット、鞆等内に保管する際、マスクを長手方向の中央部を折り目として、二つ折りにして、第2マスク用固定シール45の医療用皮膚テープ61の粘着部が重なって、互いに密着することにより、マスクの内面110が露出しないように、両第2マスク用固定シール45のマスクの内面100に対する位置を定めればよい。

両面テープ50の長さおよび/または幅は、マスクの内面110と頬部との密着性を確保する観点と、第2粘着部による頬部の肌への影響（たとえば、肌荒れ）の観点とを勘案して、決定すればよく、たとえば、製品名『OTO KU魔法両面テープ』でよい。

両面テープ50には、対応する上下縁部52から横方向に延びて外方に突出する突出部25が設けられている。突出部25の長さは、以下で説明するように、マスクを、たとえば、ポケット、鞆に保管する際、マスクを長手方向の中央部を折り目として、2つに折り畳む際、第2マスク用固定シール45同士を密着させ、再び、折り畳んでいたマスクを広げて再使用する際に、マスクの外方へ突出する部分を指でつまんで広げるのに利用可能な観点から定めればよい。

両面テープ50は、一方の面54の第1粘着部により、マスクの内面110に粘着固定され、他方の面56の第2粘着部が、所定厚みを有するスポンジ層55の一方の面57に粘着固定され、スポンジ層55の他方の面59は、医療用皮膚テープ61に粘着固定され、医療用皮膚テープ61がマスク使用者の顔の頬部に粘着固定される。スポンジ層55の材質は、マスク装着の際、口を動かすことにより頬部に形成される凹部に追従可能な弾性を有するものである限り、通常のものでよい。

スポンジ層55の厚みは、マスクの内面110と頬部との密着性を確保することにより、隙間形成を防止する観点から定めればよく、図7に示すように、口を動かすことにより凹む頬部の部位、すなわち、スポンジ層55の中央部が頂点となるような山型に形成されており、特に、材質を弾力性に富むウレタン製とすることにより、頬部の表面形状に係わらず、口のマスクの内面110と頬部との密着性を維持することが可能である。

[0037] 以上の構成のマスクによれば、第1実施形態および第2実施形態と同様に、マスク装着中に、マスク用固定シール10により、ずれを防止しつつ、特に平型マスクの欠点である両側部における隙間形成を有効に防止可能である。

より詳細には、マスク100の装着中、会話等口を動かしても、マスク100が上下方向、特に下方向にずれて、鼻部が露出して、マスク100によるカバー機能を損なうのを防止することが可能であるとともに、マスクの両側部に隙間が形成され、そこからウィルス、菌の出入りするリスクを有効に抑制することが可能である。これにより、手でマスク100の外面111に触れて、マスク100のずれを修正することにより、マスク100の外面111に付着するウィルス等菌が手に付着し、菌が付着した手で鼻、口等に直接触れて、菌に感染する機会が生じるのを抑制することが可能であるとともに、第2マスク用固定シール45における両面テープ50と医療用皮膚テープ61それぞれの粘着固定力およびそれらの間に介在するスポンジ層55により、マスクの内面110と頬部との間の密着性を保持して、隙間が形成されるのを有効に防止可能である。

なお、第2マスク用固定シール45は、その粘着固定力に応じて、マスクの内面110と頬部との間の密着性を保持するとともに、マスク100のずれにも寄与することから、第2マスク用固定シール45を設けることにより、マスク用固定シール10の長さを短くするのでもよい。

[0038] マスクの装着は、第1実施形態と同様であるが、両面テープ50の両方またはいずれかの端部に、識別タグ22を付設してもよい。これにより、繰り返し使用する場合、家族内でのマスク100の誤用防止が可能であり、たとえば、家族間の感染の機会を低減することが可能である。特に、両面テープ50の上端部に、識別タグ22を設けることにより、それを目印にして、マスクの上下向きを見誤ることなく装着することが可能である。突出部150の先端部の裏面に識別タグ22と同じ色の識別マークを付してもよい。これにより、マスクの表裏を誤認するのを防止可能である。

なお、医療用皮膚テープ61には、マスク用固定シール10と同様に、剥離フィルム（図示せず）が貼られ、マスク100を使用する際、剥離フィルムを剥がして、頬部に粘着固定すればよい。

第1粘着部の粘着固定力が、医療用皮膚テープ61の粘着固定力より大きくな

るように設定されるのが好ましい。これにより、外でマスクを脱着する際、第2マスク用固定シール45が頬部に残存した状況でマスクを脱着する事態を防止することが可能である。

マスク100の脱着も、第1実施形態と同様であるが、特に、マスク100の上縁の中央部に設けた突起部150を指で押さえて、耳掛け部114を耳から外して、脱着することにより、マスク100の外面に指で触れることなく、脱着可能である。突起部150の大きさ、形状は、突起部150を指で押さえやすい観点から定めればよい。

脱着後、たとえば、マスク100を折り畳んで、ポケット、鞆内に保管する際、第2マスク用固定シール45を利用するとよい。より詳細には、マスク100を長手方向の中央部を折り目として、2つに折り畳む際、第2マスク用固定シール45同士の医療用皮膚テープ61の粘着部同士を密着させることにより、マスク100の内面110を露出させることなく、ポケット、鞆内へ手を挿入して、ウィルス、菌等が付着した指で不意にマスク100の内面110に触れて、内面110にウィルス、菌等が付着するのを有効に予防することが可能である。

次いで、ポケット、鞆内からマスク100を再び取り出して、再使用する際、マスク100から突出する突出部25を指で掴んで、2つ折りのマスク100を拡げることにより、第2マスク用固定シール45同士で強固に粘着している部分を容易に引きはがすことが可能である。

また、マスクを繰り返し使用する際、マスク内面110に両面テープ50が粘着固定した状態で、マスクごと洗濯するのでよく、数回の洗濯後も、第1粘着部によりマスク内面110に両面テープ50が粘着固定した状態を維持することが可能であるとともに、第2粘着部の粘着力も繰り返し使用可能な程度に維持することが可能である。特に、製品名『OTOKU魔法両面テープ』によれば、水洗いにより、水に触れることにより、粘着性を回復可能である。

さらに、数回の洗濯後、医療用皮膚テープ61の粘着力が低下した場合に

は、医療用皮膚テープ61に、新たな医療用皮膚テープ61を粘着させて、医療用皮膚テープ61を重ねて設けてもよい。

[0039] 以上、本発明の実施形態を詳細に説明したが、本発明の範囲から逸脱しない範囲内において、当業者であれば、種々の修正あるいは変更が可能である。たとえば、本実施形態において、マスク用固定シール10が装着されるマスクとしては、健康マスクのものとして説明したが、それに限定されることなく、マスク装着中のずれ抑制に寄与する限り、風邪予防用ガーゼマスク、花粉症用の不織布マスク、捕集効率の高い医療用サージカルマスクや、感染者の隔離病棟で利用される感染予防用のマスク、さらには、生物化学兵器を想定した防毒（防護）マスクにも、適用可能であり、プリーツ型、立体型だけでなく、平型にも適用可能である。

たとえば、本実施形態において、マスク用固定シール10として、細長形状および鼻形形状のものとして説明したが、それに限定されることなく、マスク用固定シール10によるマスクと顔との間の固定機能により、マスク装着中のずれ抑制に寄与する限り、子供用に花形形状、動物形状等でもよい。

たとえば、本実施形態において、マスク用固定シール10と顔との間の粘着確保の観点から、粘着テープがマスク用固定シール10の基板の裏面全体に設けられるものとして説明したが、それに限定されることなく、マスク装着中のずれ抑制に寄与する限り、粘着部30が基板24の全体を覆わなくてもよい。

たとえば、本実施形態において、面ファスナー、粘着テープおよび識別タグそれぞれを、別個の要素部品のものとして説明したが、それに限定されることなく、マスクの誤用防止に寄与する限り、たとえば、識別タグ22は、面ファスナーまたは粘着テープと一体でもよい。

### 図面の簡単な説明

[0040] [図1]本発明の第1実施形態に係るマスク100の全体斜視図である。

[図2]本発明の第1実施形態に係るマスク用固定シール10の図である。

[図3]本発明の第2実施形態に係るマスク100の図1と同様な図である。

[図4]本発明の第2実施形態に係るマスク用固定シール10の図2と同様な図である。

[図5]本発明の第2実施形態に係るマスク100を顔に装着した状態を示す図である。

[図6]本発明の第3実施形態に係るマスク100の平面図である。

[図7]図6の線A-Aに沿う断面図である。

### 符号の説明

- [0041] L 1 マスク用固定シールの長さ  
L 2 識別タグの突出長さ  
W マスク用固定シールの幅  
D マスク用固定シールの厚み  
N 鼻対応部位  
NS 鼻の表面  
S 粘着面積  
100 マスク  
110 内面  
111 外面  
112 マスク本体部  
114 耳掛け部  
116 プリーツ  
118 折りひだ  
120 メス部  
122 接合縁  
150 突起部  
10 マスク用固定シール  
12 一方の表面  
14 面ファスナー  
15 オス部



- 16 他方の表面
- 18 粘着テープ
- 19 剥離フィルム
- 20 端部
- 22 識別タグ
  - 24 基板
- 25 突出部
- 28 フック部
- 30 粘着部
- 32 粘着剤
- 34 鼻張出部
- 45 第2マスク用固定シール
- 50 両面テープ
- 52 上下縁部
- 54 一方の面
- 55 スポンジ層
- 56 他方の面
- 57 一方の面
- 59 他方の面
- 61 医療用皮膚テープ

## 請求の範囲

- [請求項1] マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、他方の表面には、鼻の表面に固着可能な鼻粘着部が設けられ、固定シールの端部に、識別タグが付設される、ことを特徴とするマスク用固定シール。
- [請求項2] マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、固定シールは、鼻柱に沿って貼られるように、縦長状であり、固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着テープが設けられ、固定シールの端部に、識別タグが付設される、ことを特徴とするマスク用固定シール。
- [請求項3] マスクの内面の鼻対応部位に貼られる固定シールであって、固定シールは、鼻柱に沿って貼られるように、縦長状であり、固定シールは、一方の表面には、マスクの内面に固定可能な面ファスナーのオス部が設けられ、他方の表面には、鼻の表面に固着可能な粘着テープが設けられ、面ファスナーのオス部によるマスクの内面への固着強さは、粘着テープによる鼻の表面に粘着強さより強く設定され、固定シールの端部に、識別タグが付設される、ことを特徴とするマスク用固定シール。
- [請求項4] 前記面ファスナーは、保形性を具備する基板を有し、基板の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、前記粘着テープは、片面テープであり、基板の他方の面には、前記粘着テープの一方の面に粘着可能な粘着部が設けられ、前記識別タグは、前記基板の他方の面と前記粘着テープの一方の面との間に挟み込まれ、積

層構造をなす請求項2ないし請求項3いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項5] 前記面ファスナーは、保形性を具備する基板を有し、基板の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、前記粘着テープは、両面テープであり、鼻の表面に固着可能な第1粘着面と、基板の他方の面に粘着可能な第2粘着面とを有し、前記識別タグは、前記第1粘着面と前記第2粘着面との間に挟み込まれ、積層構造をなす請求項2ないし請求項3いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項6] 前記面ファスナーは、保形性を具備する基板を有し、基板の一方の面に、マスクの内面に絡み合い可能なフック部が設けられ、基板の他方の面には、鼻の表面に固着可能な粘着剤が塗布され、前記識別タグは、前記基板の他方の面に固着される、請求項2ないし請求項3いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項7] 前記識別タグは、樹脂製であり、前記識別タグを掴んで、引っ張ることにより前記マスク用固定シールのマスクの内面からの脱着を可能とする強度を有する、請求項1ないし請求項6いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項8] 前記基板は、前記マスク用固定シールの鼻の表面への固着の際、鼻柱の各脇から横方向に張り出す鼻張出部を有する十字状である、請求項4ないし請求項6いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項9] 前記粘着テープまたは前記粘着剤による鼻の表面への粘着面積は、前記基板の前記他方の面の一部である、請求項4ないし請求項6いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項10] 前記基板の前記一方の面の端部は、オス部が設けられない領域を有し、該領域を前記識別タグとして活用する、請求項4ないし請求項5いずれか1項に記載のマスク用固定シール。

[請求項11] マスクは、不織布製、ガーゼ製のいずれかである、請求項1ないし請

求項 1 0 いずれか 1 項に記載のマスク用固定シール。

[請求項12] 請求項 1 ないし請求項 1 1 いずれか 1 項に記載のマスク用固定シールが内面に固定されている、マスク。

[請求項13] 前記マスクは、平型マスクであって、  
前記マスクの内面の両上下縁部それぞれに沿って、第 2 マスク用固定シールが付設され、

第 2 マスク用固定シールは、両面テープと、医療用皮膚テープと、  
該両面テープおよび該医療用皮膚テープの間に介在するスポンジ層を有し、

該両面テープは、一方の面の第 1 粘着部により、前記マスクの内面に粘着固定され、

該両面テープは、他方の面の第 2 粘着部が、所定厚みを有するスポンジ層の一方の面に粘着固定され、

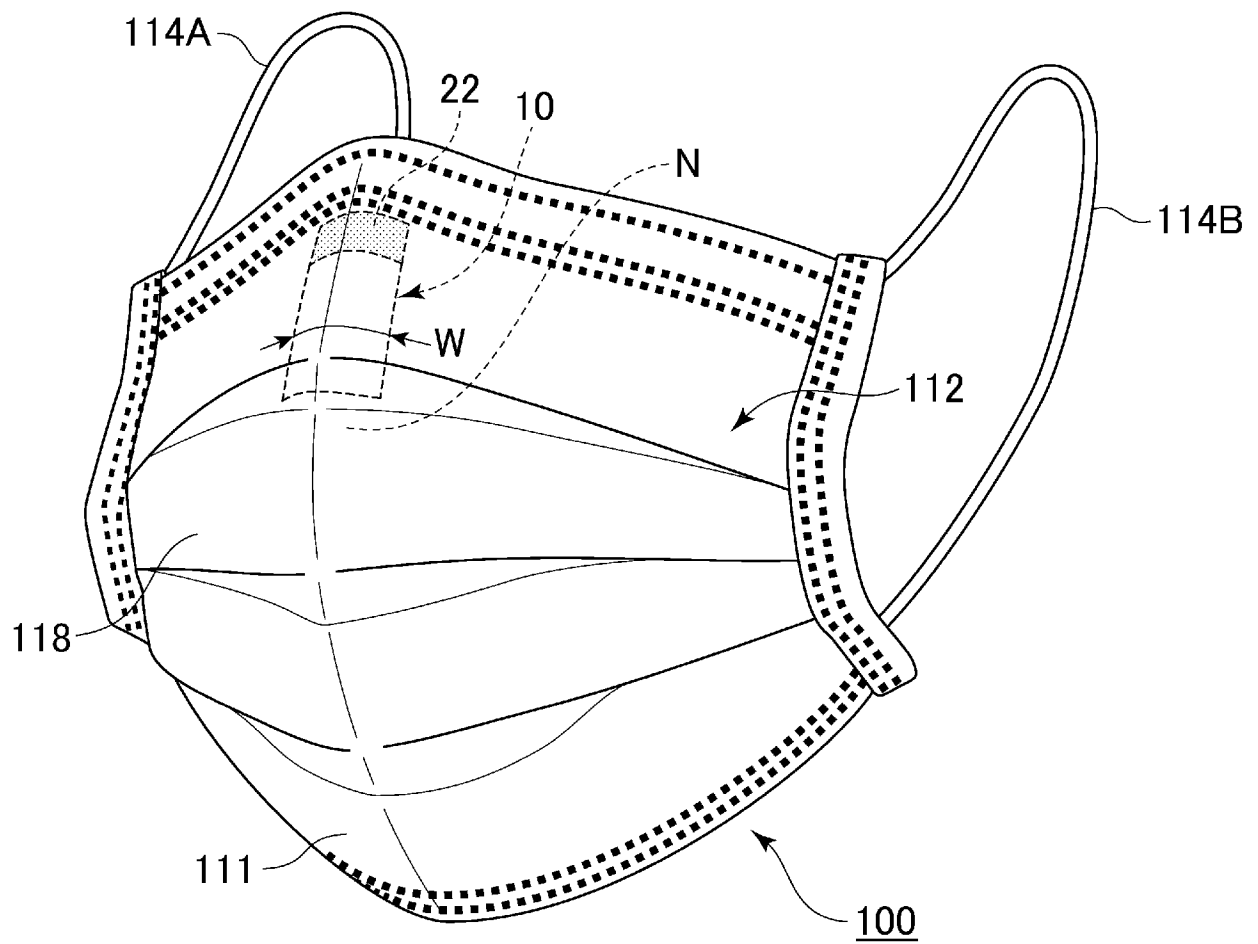
該スポンジ層の他方の面は、医療用皮膚テープに粘着固定され、  
医療用皮膚テープがマスク使用者の顔の頬部に粘着固定される、請求項 1 2 に記載のマスク。

[請求項14] 前記両面テープのいずれか、又は両方の端部に、識別タグが付設される、請求項 1 3 に記載のマスク。

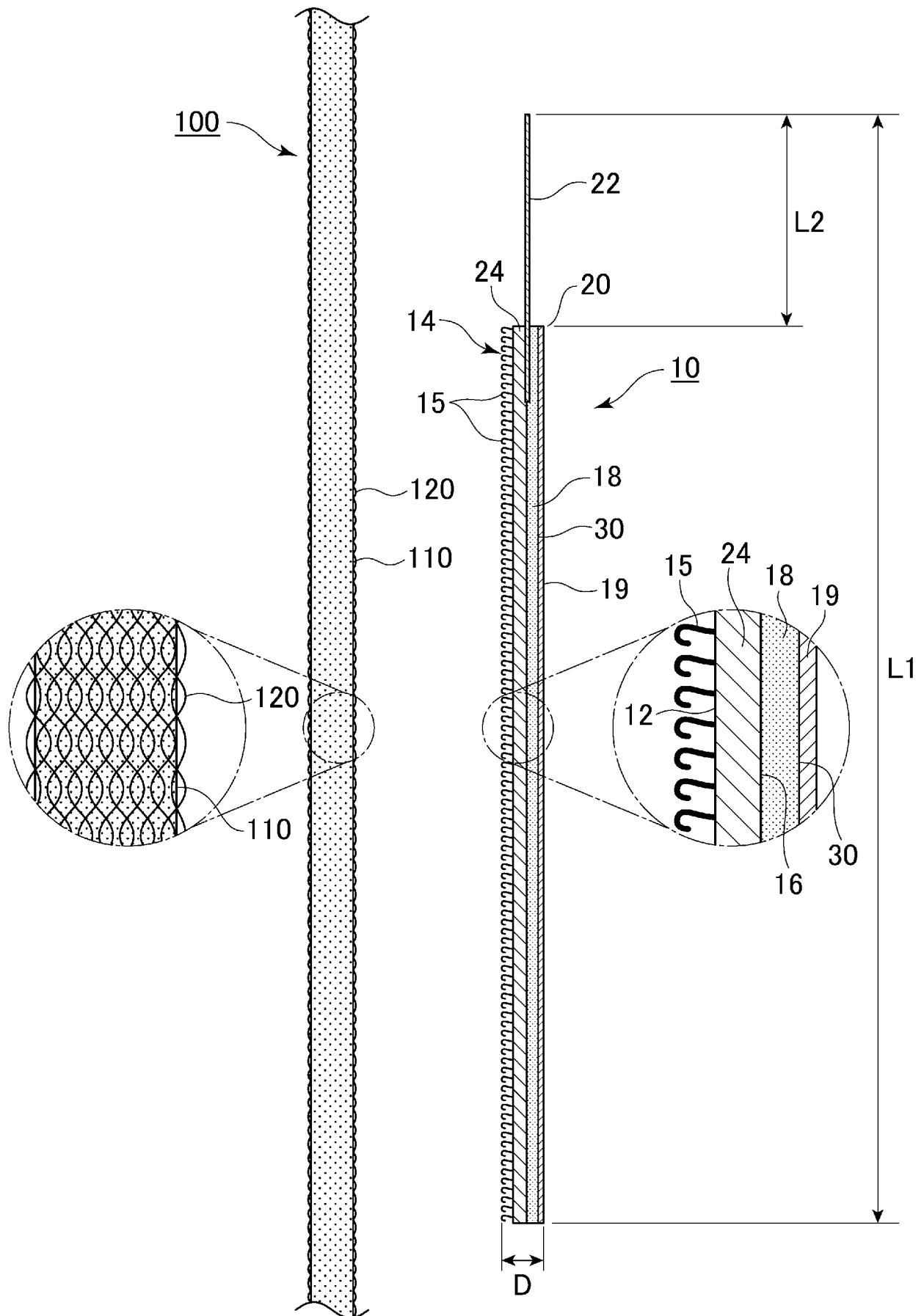
[請求項15] 前記第 1 粘着部の粘着固定力が、前記医療用皮膚テープの頬部への粘着固定力より大きくなるように設定される、請求項 1 3 に記載のマスク。

[請求項16] 前記第 2 マスク用固定シールには、対応する前記上下縁部から外方に突出する突出部が付設されている、請求項 1 3 に記載のマスク。

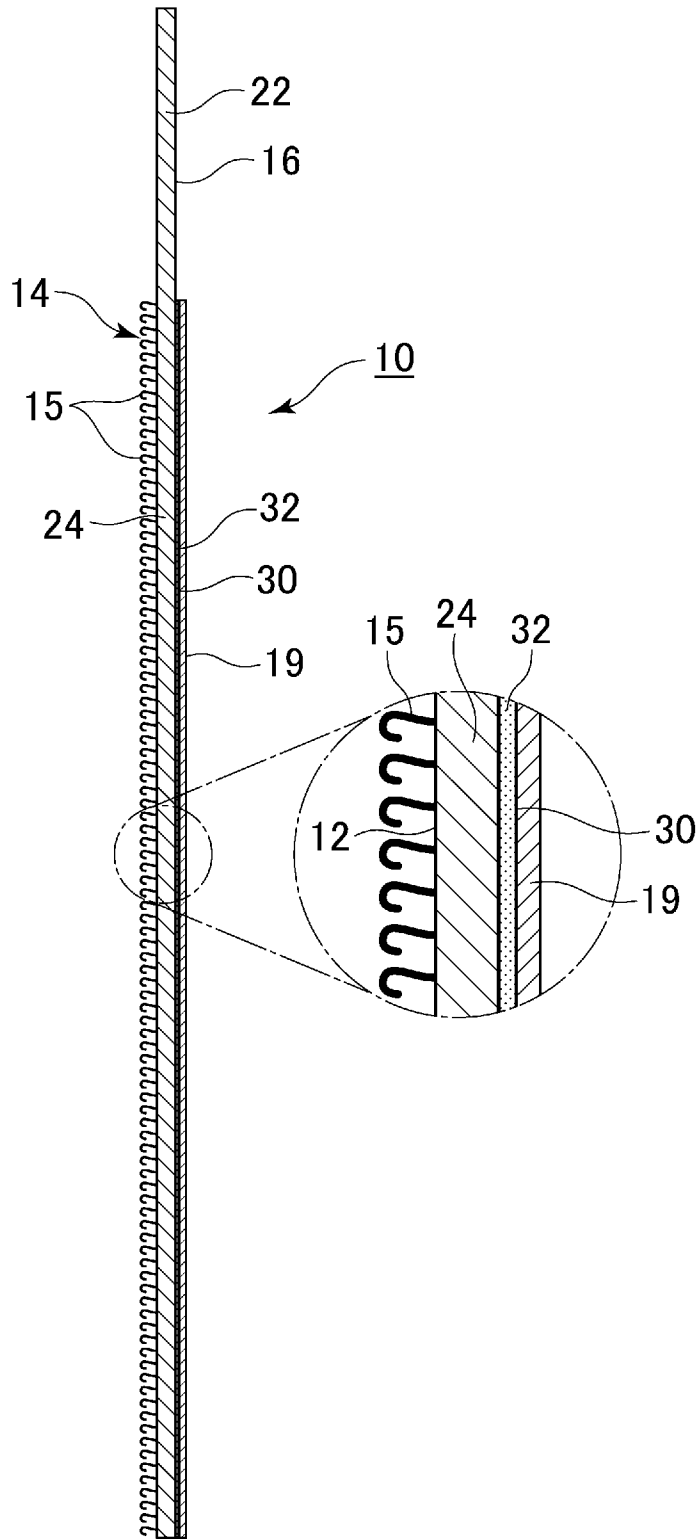
[図1]



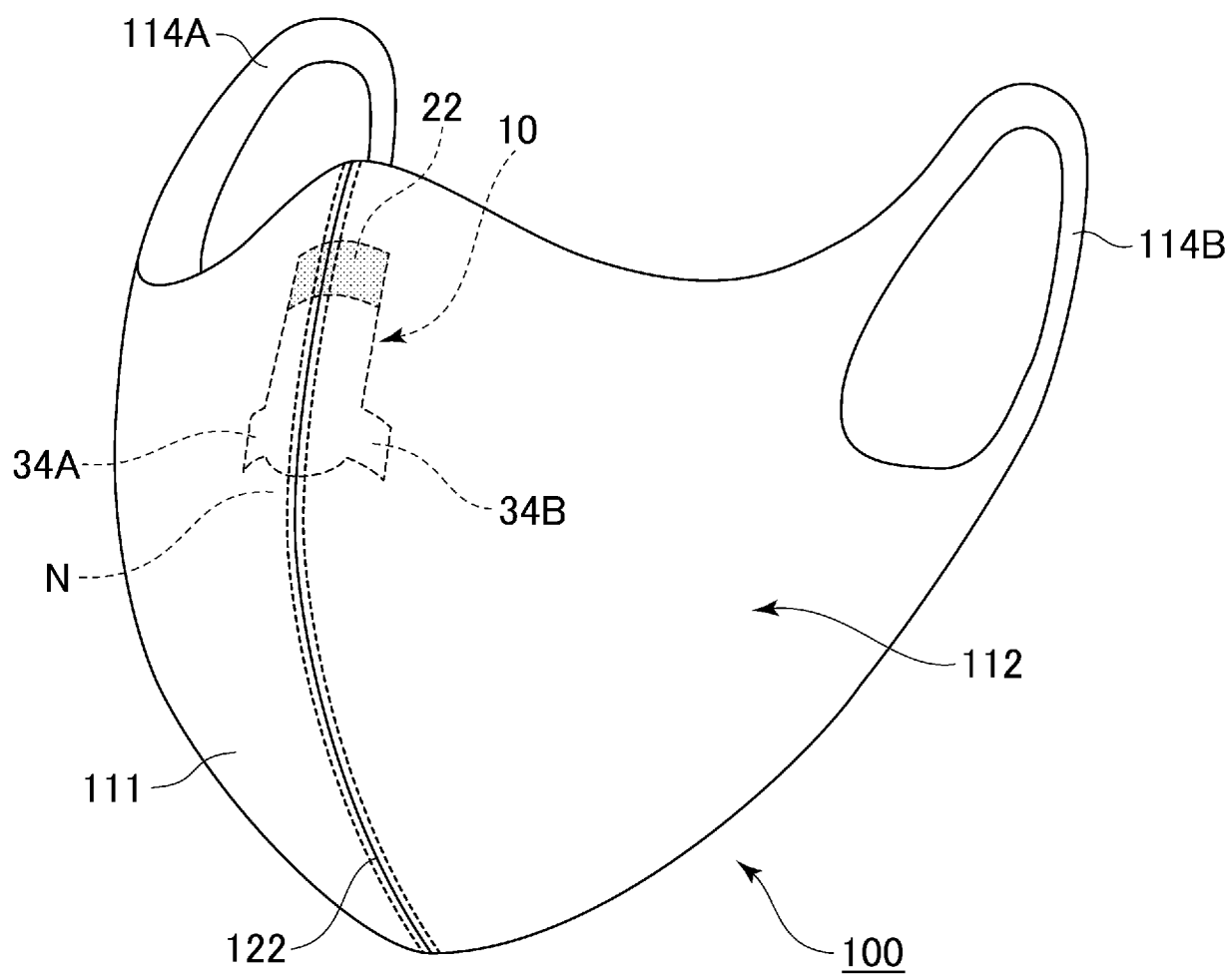
[図2]



[図3]

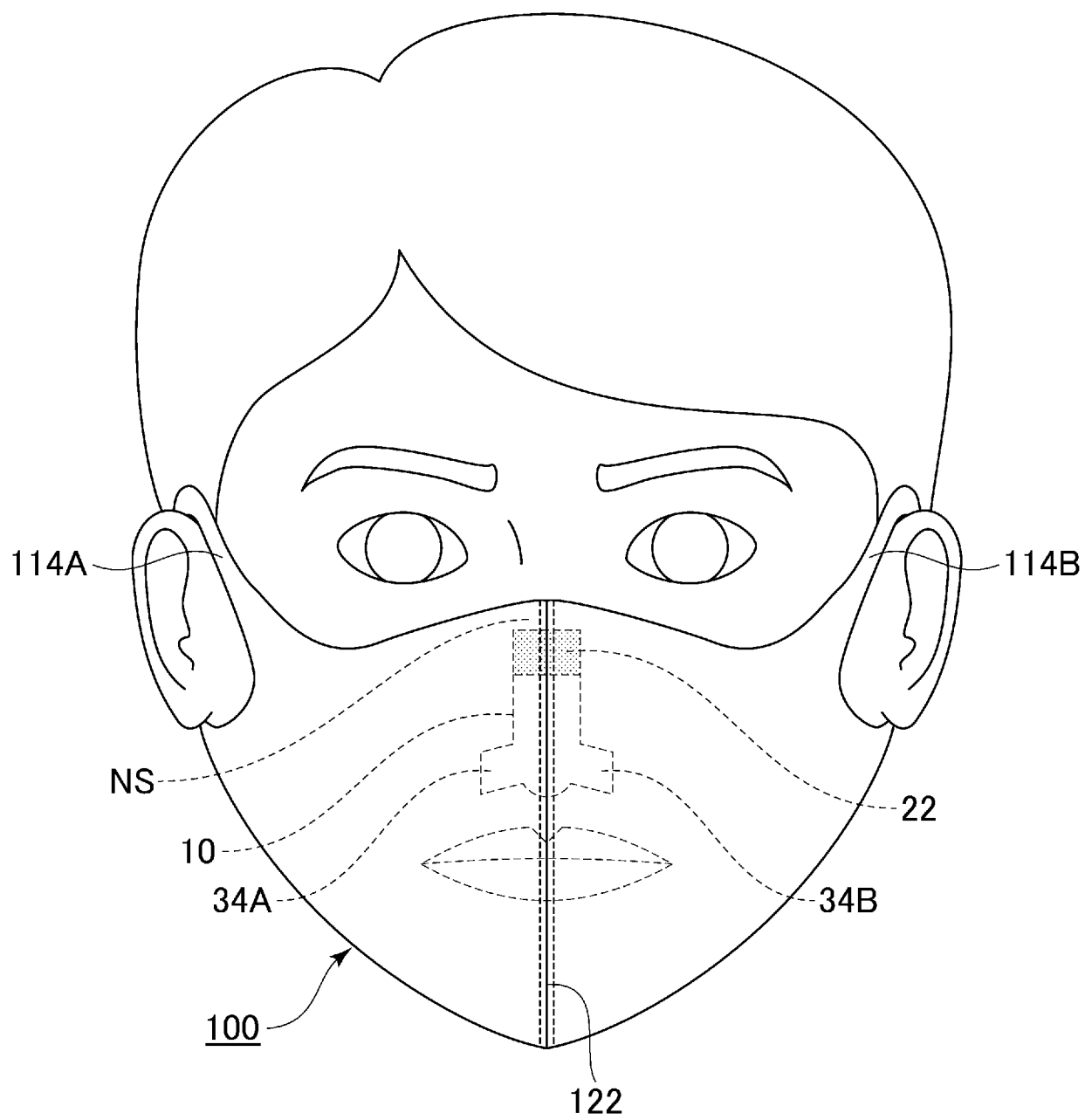


[図4]

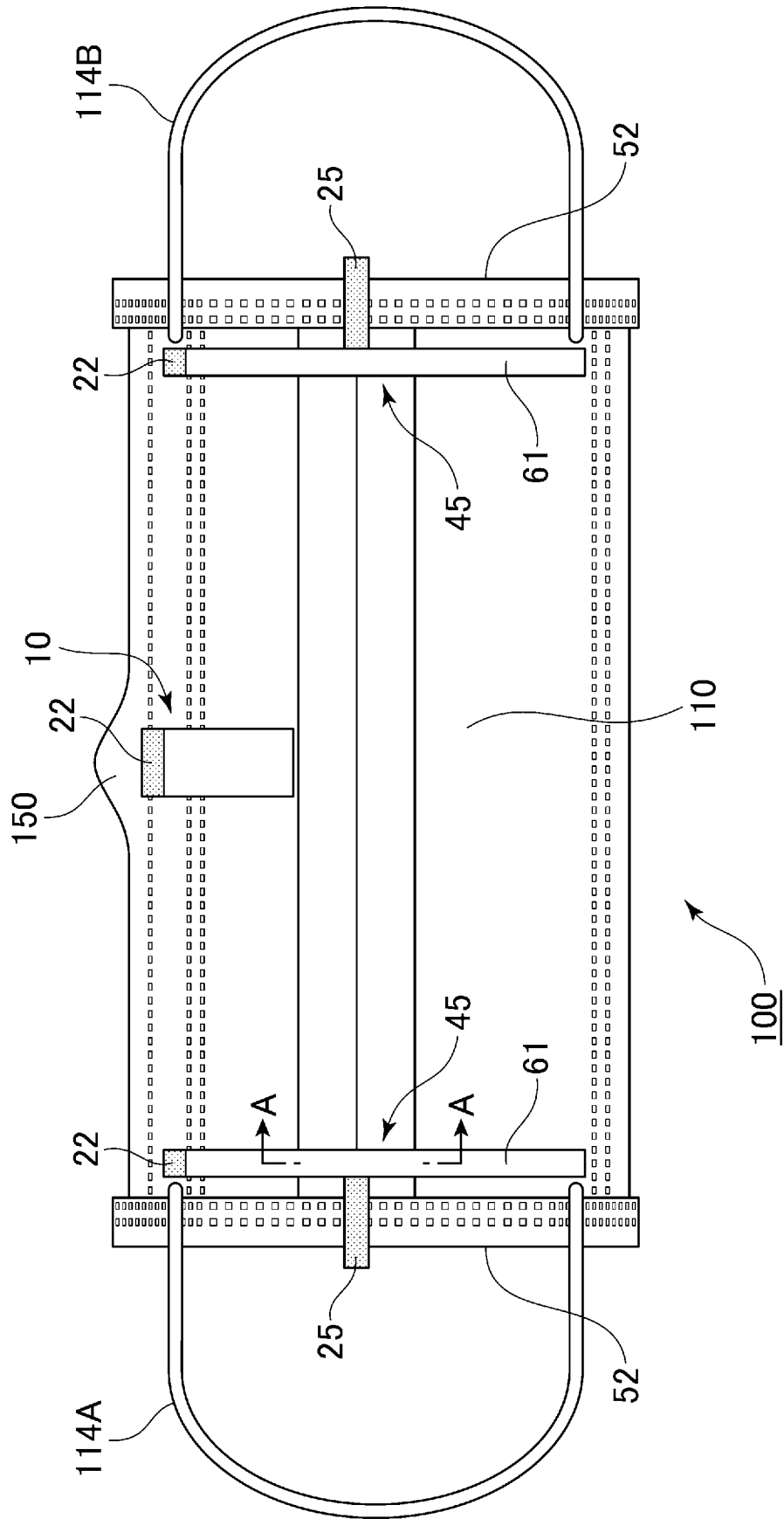




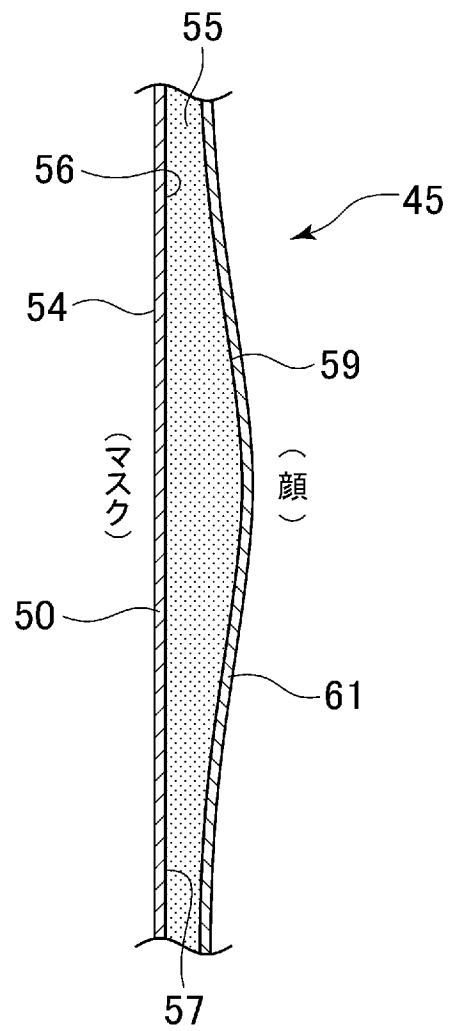
[図5]



[図6]



[図7]



**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No.

PCT/JP2020/025422

**A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER**

Int. Cl. A41D13/11 (2006.01) i  
FI: A41D13/11 J

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

**B. FIELDS SEARCHED**

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int. Cl. A41D13/11

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Published examined utility model applications of Japan 1922-1996  
Published unexamined utility model applications of Japan 1971-2020  
Registered utility model specifications of Japan 1996-2020  
Published registered utility model applications of Japan 1994-2020

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

**C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT**

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 2000-051378 A (KOSAKA, Sachiko et al.) 22 February 2000, paragraph [0021], fig. 1, 7	1-15 16
Y A	JP 2011-045661 A (NOZAKI, Atsuo et al.) 10 March 2011, paragraphs [0047], [0073]	1-15 16
Y	JP 11-513262 A (MINNESOTA MINING AND MANUFACTURING CO.) 16 November 1999, page 28, lines 2-18, fig. 19	1-15
Y A	JP 10-512162 A (MINNESOTA MINING AND MANUFACTURING CO.) 24 November 1998, page 11, lines 7-16, fig. 8, 9	1-15 16

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

\* Special categories of cited documents:

“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date

“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

“&” document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search  
28.08.2020

Date of mailing of the international search report  
29.09.2020

Name and mailing address of the ISA/  
Japan Patent Office  
3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,  
Tokyo 100-8915, Japan

Authorized officer  
  
Telephone No.

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**International application No.  
PCT/JP2020/025422

## C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y A	JP 3151536 U (JBS KK) 25 June 2009, paragraph [0014], fig. 3	2-15 1, 16
Y A	JP 10-248948 A (HOSODA, Minoru) 22 September 1998, paragraph [0012], fig. 1, 2	13-15 1-12, 16

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**  
Information on patent family members

International application No.  
PCT/JP2020/025422

Patent Documents referred to in the Report	Publication Date	Patent Family	Publication Date
JP 2000-051378 A	22.02.2000	(Family: none)	
JP 2011-045661 A	10.03.2011	(Family: none)	
JP 11-513262 A	16.11.1999	US 5672404 A column 10, line 59 to column 11, line 16	
JP 10-512162 A	24.11.1998	US 6063466 A column 5, lines 50- 65, fig. 8, 9	
JP 3151536 U	25.06.2009	(Family: none)	
JP 10-248948 A	22.09.1998	(Family: none)	

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） A41D 13/11(2006.01)i FI: A41D13/11 J		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） A41D13/11 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2020年 日本国実用新案登録公報 1996-2020年 日本国登録実用新案公報 1994-2020年		
国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 2000-051378 A (向阪祥子 他) 22.02.2000 (2000 - 02 - 22) 段落[0021], 図1, 7	1-15 16
Y A	JP 2011-045661 A (野崎淳夫 他) 10.03.2011 (2011 - 03 - 10) 段落[0047], [0073]	1-15 16
Y A	JP 11-513262 A (ミネソタ・マイニング・アンド・マニュファクチャリング・カンパニー) 16.11.1999 (1999 - 11 - 16) 第28ページ第2-18行, 図19	1-15 16
Y A	JP 10-512162 A (ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング カンパニー) 24.11.1998 (1998 - 11 - 24) 第11ページ第7-16行, 図8-9	1-15 16
Y A	JP 3151536 U (株式会社 ジェイビーエス) 25.06.2009 (2009 - 06 - 25) 段落[0014], 図3	2-15 1, 16
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input checked="" type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー “A” 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの “E” 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの “L” 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） “O” 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 “P” 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献 “T” 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの “X” 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの “Y” 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの “&” 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 28.08.2020	国際調査報告の発送日 29.09.2020	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	権限のある職員（特許庁審査官） 原田 愛子 3B 6209 電話番号 03-3581-1101 内線 3320	

C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 10-248948 A (細田稔) 22.09.1998 (1998 - 09 - 22)	13-15
A	段落[0012], 図1-2	1-12, 16



国際調査報告  
 パテントファミリーに関する情報

国際出願番号  
 PCT/JP2020/025422

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP 2000-051378 A	22.02.2000	(ファミリーなし)	
JP 2011-045661 A	10.03.2011	(ファミリーなし)	
JP 11-513262 A	16.11.1999	US 5672404 A 第10欄第59行-第11欄第16行	
JP 10-512162 A	24.11.1998	US 6063466 A 第5欄第50-65行, 図8-9	
JP 3151536 U	25.06.2009	(ファミリーなし)	
JP 10-248948 A	22.09.1998	(ファミリーなし)	